

平成 22 年 10 月 26 日
健康福祉事業本部福祉部
高齢社会対策課
介護保険課

第 4 期（平成 21～23 年度）

練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 重点課題

適切な介護保険制度の運営

（第 4 期計画書 p 68）

【第 4 期計画における目標】

適正で十分な給付を受けられる介護保険制度の運営を行うことにより、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができる地域社会の実現を目指します。

【平成 21 年度当初の現状と課題】

介護保険制度は、高齢者が要介護状態になっても、尊厳をもって、自立した生活を営むことができるよう、高齢者の介護を社会的に支える仕組みとして創設されたものであり、制度開始以来、サービス利用量や、介護サービス提供事業者数は大幅に増加し、区民の老後生活における介護の不安に応える「基礎的な社会システム」として定着しつつあります。

ところが、平成 19 年に、制度に対する信頼を揺るがす、介護サービス事業者による不正事案が発生しました。これを契機として、様々な視点から再発防止のための事業運営適正化の取り組みが行われました。

その一方で、介護報酬の返還請求を恐れるあまり、過度の自己抑制をしている事業者も見受けられており、区は、「適正な給付」と「十分な給付」とのバランスを調整する役割を果たす必要がある状況でした。

介護給付適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適正に認定したうえで、受給者が真に必要なとするサービスを、事業者がルールに従って適切に提供することです。

そのために、不適正な給付を削減することで介護給付費の増大を抑制し、給付費と表裏の関係となる介護保険料の負担増を防ぐ一方、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険制度への信頼感を高め、持続可能な介護保険制度を構築することが、保険者の責務として、区に求められていました。

【施策の方向性と主な取組事業】

1 介護給付の適正化

(1) 介護給付適正化推進事業（第4期計画書 p108）

適正な介護サービス給付の範囲を明確化するため、利用者への介護給付費明細書の通知や介護サービス事業所ごとのケアプランチェックなどの事業を実施していきます。

平成 21 年度当初現況	平成 21 年度実績	平成 23 年度末目標
①給付費明細書通知 16,164 通	①給付費明細書通知 2 回／年 計 34,267 通	①給付費明細書通知 2 回／年
②ケアプランチェック事業 100 件	②ケアプランチェック事業 44 か所 計 78 件	②ケアプランチェック事業 50 か所／年

(2) 事業者情報の公表及び提供（第4期計画書 p109）

介護保険制度改正による事業者情報、認知症高齢者グループホームの第三者評価受審結果、事業者自己評価および利用者評価の実施結果など、サービスの質の向上に努めた内容を公表します。利用者への情報提供は、区ホームページに掲載するほか、事業者一覧を作成し、介護保険認定申請窓口で配布します。また、要介護認定調査時においても調査員が事業者一覧を認定申請者に提供します。

平成 21 年度当初現況	平成 21 年度実績	平成 23 年度末目標
①事業者一覧の発行 50 部／月	①事業者一覧の発行 20 部／月	①事業者一覧の発行 40 部／月
	②介護サービス事業者情報 システムの充実	②介護サービス事業者情報 システムの充実

(3) 事業者への指導（第4期計画書 p109）

介護保険全般についての苦情から見えてきた様々な問題点を整理し、関係機関と課題を共有化し、各種施策や事業者指導・支援に活かしていきます。

平成 21 年度当初現況	平成 21 年度実績	平成 23 年度末目標
事業者指導件数 150 件	事業者指導件数 142 件	事業者指導件数 150 件／年

2 事業者への支援強化

(1) 事業者支援体制の強化（第4期計画書 p107）

練馬区介護サービス事業者連絡協議会は、区内の介護サービス事業者が、介護保険サービスの質の向上を目指し、区と共催して研修や勉強会、事業者情報誌の発行等を行っています。

また、練馬ケアマネジャー連絡会は、個人加入の利点を活かし、利用者に対して質の高いケアマネジメントを行うための研修や勉強会、情報交換会等を行っています。

区は、介護サービスの充実のため、両団体に対して、運営体制の支援や研修の共催など、事業者支援体制の強化を図ります。

平成 21 年度当初現況	平成 21 年度実績	平成 23 年度末目標
①ケアマネジャー研修 6回／年 ②ケアプラン指導研修 2回／年 ③区共催研修 12回／年	①ケアマネジャー研修 5回／年 ②サービス事業者研修 4回／年 ※③区共催研修は、「練馬介護人材育成・研修センター」の“リクエスト研修”として実施した。	練馬介護人材育成・研修センターとの連携を図りつつ、区が主催すべき研修を実施する。 ①ケアマネジャー研修 6回／年 ②サービス事業者研修 5回／年

※「練馬介護人材育成・研修センター」（第4期計画書 p107）・・・（社福）練馬区社会福祉事業団が運営する、区内介護サービス事業所に勤務する介護職員向けに様々な研修等を実施するセンター。平成21年4月に設立された。

⇒重点課題「介護人材の確保」において詳述します。

【評価】

1 介護給付の適正化

(1) 要介護認定基準の改定

平成 21 年 4 月から要介護認定基準が改定されました。改定された基準では、要介護度が軽度に判定される傾向がありました。利用者、事業者に混乱が生じたことから、平成 21 年 10 月に基準が見直され、混乱は解消しました。

(2) 介護給付適正化事業

介護サービスの向上と適切な給付を目指して、給付の適正化事業に取り組みました。

居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者に対しては、事業所を支援する立場から、実地指導を実施しました。

特に、居宅介護支援事業所については、実地指導に併せて、ケアプランの内容点検を実施し、適切なケアプランになるよう助言を行いました。

この他、介護報酬の解釈等についての集団指導の実施、介護保険サービスの利用状況を周知するため全利用者に対し年 2 回（合計 4 か月分）給付費明細書を送付、区ホームページ等を活用し事業者一覧その他の情報を適宜更新することで事業者情報の公表・提供に努める等の取り組みを行いました。加えて、介護サービス利用状況と医療保険利用状況の突合等による給付の適正化、住宅改修費の点検、指導等に取り組みました。

2 事業者への支援強化

平成 21 年 4 月に設立された「練馬介護人材育成・研修センター」（以下、「研修センター」という。）では、練馬区介護サービス事業者連絡協議会・練馬ケアマネジャー連絡会からのリクエストによる研修等を実施しています。これを受け、区では研修センターへの支援を行うと同時に、保険者の責任において実施すべき研修を主催する等、連携を図りつつ事業を進めました。

ケアマネジャー研修、サービス事業者研修とも、受講者のアンケート等により、有意義な研修であると評価されています。

【平成 22～23 年度の取組に向けて】

1 介護給付の適正化

国では、平成 20～22 年度を『介護給付適正化計画期間』と定め、①認定調査状況のチェック、②ケアプラン点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合、⑤介護給付費明細書通知の 5 つを、主要 5 事業と位置付け、保険者（区）に対して積極的な取り組みを求めています。練馬区ではこれら 5 事業は全て実施していますが、国では、介護給付適正化計画の検証、見直しを踏まえ新たな計画を定めることとしており、引き続き“適正で十分な給付”を目指して、介護給付の適正化に取り組んでいきます。

2 事業者への支援強化

研修センターは、専門性の高い介護人材を育成するための研修や、人材確保につながる就職面接会等を開催します。区は、研修センターの運営費を補助することで、継続的に支援します。

区民が質の高い介護を受けられる環境づくりを推進するため、練馬区介護サービス事業者連絡協議会、練馬ケアマネジャー連絡会の運営を支援し、保険者として必要な研修を適切に実施する等、多方面から区内事業者の支援を行っていきます。